

「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」(以下、「区画整理事業」とします。)及び「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」(以下、「交通整備事業」とします。)について、環境影響評価法または横浜市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価方法書」(以下、「方法書」とします。)を作成しましたので、その概要と縦覧及び説明会の開催についてお知らせします。

1 方法書の縦覧及び意見書の提出について

各事業の方法書は、下表のとおり縦覧を行います。方法書はどなたでもご覧になれます。
 また、方法書の内容に関して環境の保全の見地からご意見のある方は、以下に示す期間中に意見書を提出することができます。

あわせて、一部の図書館において方法書の閲覧ができます。詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。

■方法書の縦覧について

期間	【区画整理事業・交通整備事業】令和2年7月21日(火)から令和2年9月3日(木)まで ※土・日・祝日を除く
場所	①建築局都市計画課(中区本町6丁目50番地の10 25階) ②横浜市役所市民情報センター(中区本町6丁目50番地の10 3階) ③瀬谷区役所区政推進課広報相談係(瀬谷区ニツ橋町190番地) ④旭区役所区政推進課広報相談係(旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12)【区画整理事業のみ】
時間	午前8時45分～午後5時(①は午後5時15分まで)

■意見書の提出について

期間	【区画整理事業・交通整備事業】令和2年9月3日(木)まで ※土・日・祝日を除く
提出方法	AまたはBの方法で提出してください。 A: 意見書用紙に記入して、以下の提出先へ持参または郵送(当日消印有効)にて提出 ※縦覧場所窓口で意見書用紙を配布しております。 【区画整理事業】提出先: 建築局都市計画課(中区本町6丁目50番地の10 25階) 【交通整備事業】提出先: 環境創造局環境影響評価課(中区本町6丁目50番地の10 28階) B: 横浜市ホームページから電子申請で提出 【区画整理事業】 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kankyo/ 【交通整備事業】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html

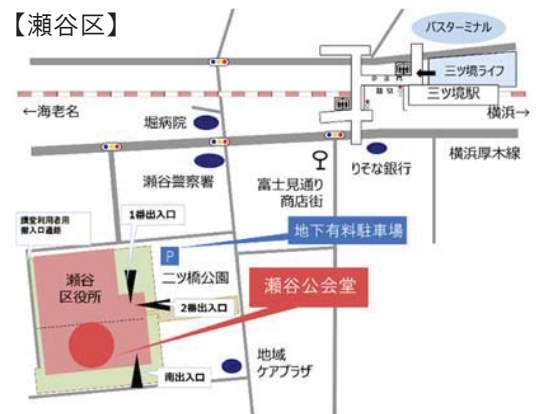
2 説明会の開催

●会場及び日程

日程	会場
8月1日(土)	瀬谷公会堂 (瀬谷区ニツ橋町190番地)
8月5日(水)	
8月2日(日)	旭公会堂 (旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12)
8月4日(火)	

●連絡事項

- ・各回とも内容は同じです。
- ・申し込みは不要です。当日直接お越しください。
- ・手話通訳を御希望の方は当日受付でお申しつけください。
- ・瀬谷公会堂、旭公会堂は有料駐車場を御利用いただけますが、台数に限りがありますので、公共交通機関の御利用にご協力をお願いします。
- ・当説明会は、国の指針等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施します。
- ・御来場にあたりマスク着用、手洗い消毒、体温測定、ソーシャルディスタンスの確保などのご協力をお願いします。
- ・入場前に検温し、37.5℃以上の発熱がある場合は入場をお断りします。
- ・保健所等の公的機関による調査の対応を行うため、受付で氏名、連絡先を記入していただきます。
- ・その他会場内では、職員の指示に従ってください。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、開催方法等が変更となる可能性があります。



3 区画整理事業 都市計画対象事業の概要

本事業は市街地開発事業として都市計画に定めることから、環境影響評価法第 38 条の 6 第 1 項の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続と併せて行います。

都市計画決定権者の名称 並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【都市計画対象土地区画整理事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 横浜市長 林 文子 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
都市計画対象事業の名称	(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
都市計画対象事業の種類、規模	土地区画整理事業 面積：約 242ha
対象事業実施区域	横浜市旭区上川井町、並びに同瀬谷区北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目

4 区画整理事業 都市計画対象事業の計画内容

旧上瀬谷通信施設地区は、平成 27 年 6 月に返還された米軍施設跡地であり、民有地、国有地、市有地を合わせ、約 242ha に及ぶ首都圏においても大変貴重な広大な土地です。

対象事業実施区域の全体的にほぼ平坦な地形で、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性や道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を目指します。また、公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地区画整理の手法を用いて土地の区画品質の変更及び公共施設の新設又は変更を行います。

■土地利用計画の基本方針

基本方針	<p>郊外部の新たな活性化拠点の形成に向け、次の 4 つのゾーンを配置します。</p> <p>①農業振興ゾーン：営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア</p> <p>②公園・防災ゾーン：国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア</p> <p>③観光・賑わいゾーン：広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア</p> <p>④物流ゾーン：交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア</p> <p>各ゾーンが連携することにより、人やものが行き交い、将来的には年間 1500 万人が訪れ、地区全体の価値が向上するとともに、周辺地域へも波及していくことで、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指します。</p>
土地利用ゾーンの配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 現在のまとまりのある農地をいかし、旭区、瀬谷区それぞれに「農業振興ゾーン」を配置します。 瀬谷市民の森や和泉川源流域などの現況の環境に配慮し、「公園・防災ゾーン」を対象事業実施区域の南東側に配置します。 周辺環境への影響が比較的大きいことが想定される「観光・賑わいゾーン」は、可能な限り住宅地と離隔をもって配置します。 「物流ゾーン」は既存の物流施設集積エリア周辺である北側へ配置し、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状 4 号線東側へ配置します。

■土地利用計画図



■土地利用面積

土地利用ゾーン	面積（道路、調整池等を含む）	割合
農業振興ゾーン	約 50ha	約 21%
土地活用ゾーン	約 192ha	約 79%
公園・防災ゾーン	約 50ha	約 21%
観光・賑わいゾーン	約 127ha	約 52%
物流ゾーン	約 15ha	約 6%
合計	約 242ha	100%

■今後のスケジュール

令和4年度まで都市計画や環境影響評価の手続等を行い、令和4年度からの工事実施を想定しています。

5 区画整理事業 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

配慮書での検討結果を踏まえ、「土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」の「参考項目」を踏まえ、事業の内容、周辺地域の特性等から判断して、18項目選定しました。

選定した項目については、現地調査や資料収集により現況を把握した上で、事業による環境への影響を予測・評価し、より適切な環境への配慮を行います。

■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用			
				雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在（土地の改変）	建造物の存在	関係車両の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素※			◎	◎			◎	
			浮遊粒子状物質※			◎	◎			◎	
			粉じん等			○	○				
		騒音	騒音			○	○			◎	
		振動	振動			○	○			◎	
	水環境	水質（地下水の水質を除く。）	水の濁り	○							
			水の汚れ※	◎							
		底質※	公共用水域の底質			◎					
		地下水※	地下水の水質					◎			
		その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量※			◎			◎		
河川の形態、流量※							◎				
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質						×			
	地盤※	地盤の安定性						◎			
	土壌※	土壌汚染			◎						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物（水生生物を含む。）	重要な種及び注目すべき生息地			◎				○		
		植物	重要な種及び群落			◎				○	
	生態系	地域を特徴づける生態系			◎					○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				◎		○	○	◎	
環境への負荷の量の程度	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○						
	温室効果ガス※	温室効果ガス				◎	◎			◎	
その他の項目	地域社会※	交通混雑					◎			◎	
		歩行者の安全					◎			◎	
	文化財等※	文化財等			◎						

※ 本事業の事業特性を考慮し、追加した項目

【凡例】 ○：参考項目の中から選定した項目 ◎：参考項目ではないが選定した項目

×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目

6 交通整備事業 都市計画対象事業の概要

本事業に係る施設は都市施設として都市計画に定めることから、横浜市環境影響評価条例第46条の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続と併せて行います。

都市計画決定権者の名称 並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【対象事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 林 文子 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
都市計画対象事業の名称	(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業
都市計画対象事業の種類、規模	鉄道及び軌道の建設(軌道の建設) (第1分類事業) 延長: 約2.6km 構造形式: (北区間) 地表式 (南区間) 地下式
対象事業実施区域	起点: 横浜市瀬谷区中央、本郷三丁目及び瀬谷四丁目 終点: 横浜市瀬谷区瀬谷町

7 交通整備事業 都市計画対象事業の計画内容

本事業は、旧上瀬谷通信施設の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として、相模鉄道本線瀬谷駅周辺を起点とし、旧上瀬谷通信施設に至る新交通システム(AGT)※を整備するものです。

※新交通システム(AGT: Automated Guideway Transit): 桁上等に設置された走行路(床版)の上を、車両が案内レールに従って走行するシステム

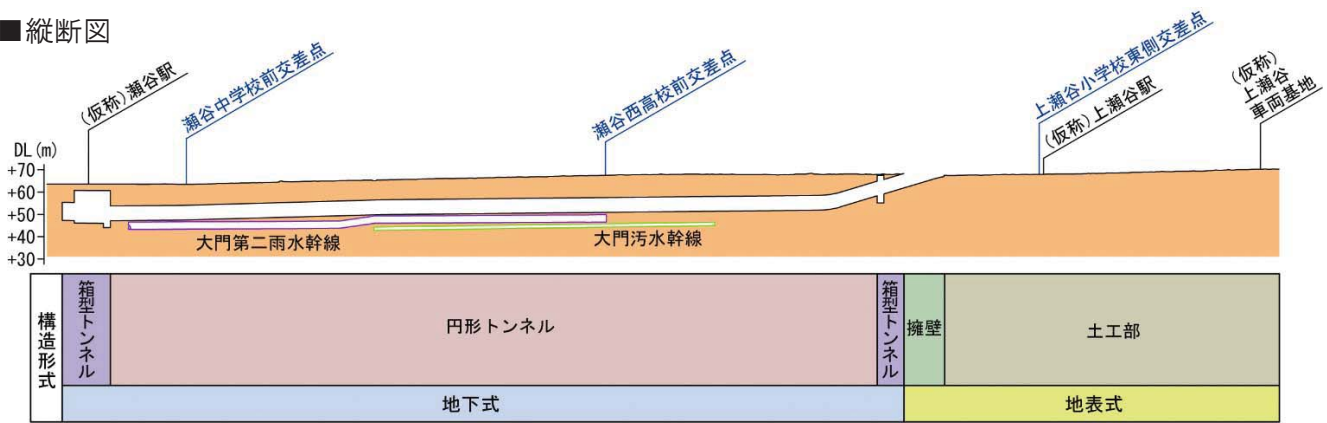
■平面図



■都市計画対象事業の内容

項目	内容	
対象事業実施区域	起点: 横浜市瀬谷区中央、 本郷三丁目及び瀬谷四丁目 終点: 横浜市瀬谷区瀬谷町	
延長	約2.6km	
輸送システム	新交通システム(AGT)	
構造形式	北区間: 地表式 南区間: 地下式	
駅施設	(仮称)瀬谷駅 (仮称)上瀬谷駅	
車両基地	(仮称)上瀬谷車両基地(約5.1ha)	
単線、複線の別	複線	
運行計画	編成車両数	最大8両編成 (先頭車8.55m/両、中間車8.50m/両)
	運転方法	上り線1線、下り線1線
	運転本数	朝方ラッシュ時最大(上下線): 36本/時 終日(上下線): 414本/日
	列車速度	設計最高速度60km/h
事業予定期間	令和4年度~令和8年度(予定)	
供用開始予定時期	令和8年度(予定)	

■ 縦断面図



■ 今後のスケジュール

本事業は、令和元年度から令和3年度までの着工準備期間（都市計画や環境影響評価等の手続、国との協議等）、令和4年度から5年程度の事業予定期間を想定しています。

8 交通整備事業 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

事業の内容、周辺地域の特性等から判断して、「横浜市環境影響評価技術指針」の「環境影響評価項目」を踏まえ、環境への影響を予測・評価する項目を13項目選定しました。

選定した項目については、現地調査や資料収集により現況を把握した上で事業による環境への影響を予測・評価し、より適切な環境への配慮を行います。

■ 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

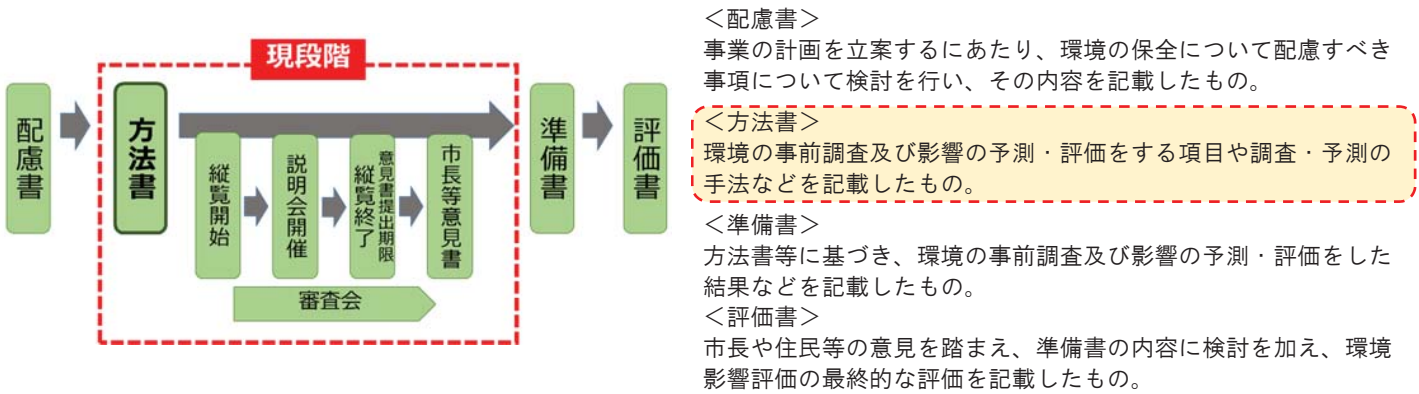
区分	環境影響要因			工事中			供用時				
				建設機械の稼働	工事用車両の走行	既存の工作物の除去	施設の存在		施設の供用		
							軌道施設（地表式）の存在	軌道施設（地下式）の存在	列車の走行（地上）	列車の走行（地下）	駅舎の供用
環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目	細目									
地球環境への負担の軽減	温室効果ガス	温室効果ガス	○	○	-	-	-	-	-	-	-
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物	-	-	○	○	-	-	-	-
		植物	植物	-	-	○	○	-	-	-	-
		生態系	生態系	-	-	○	○	-	-	-	-
	水循環	地下水位及び湧水の流量	-	-	○	-	○	-	-	-	
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物		-	-	-	-	-	-	-	○
		産業廃棄物		-	-	○	-	-	-	-	○
		建設発生土		-	-	○	-	-	-	-	-
	大気質	大気汚染	○	○	-	-	-	-	-	-	
	騒音	騒音	○	○	-	-	-	○	-	-	
	振動	振動	○	○	-	-	-	○	○	-	
	地盤	地盤沈下	-	-	○	-	○	-	-	-	
安全	地下埋設物※	-	-	○	-	-	-	-	-		
快適な地域環境の確保	地域社会	交通混雑		-	○	-	-	-	-	-	
		歩行者の安全		-	○	-	-	-	-	-	
	景観	景観	-	-	-	○	-	-	-	-	
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	-	○	○	○	-	-	-	-	
	文化財等	文化財等	-	-	○	-	-	-	-	-	

※ 本事業の事業特性を考慮し、追加した細目

[凡例] ○：選定した項目 -：選定しない項目

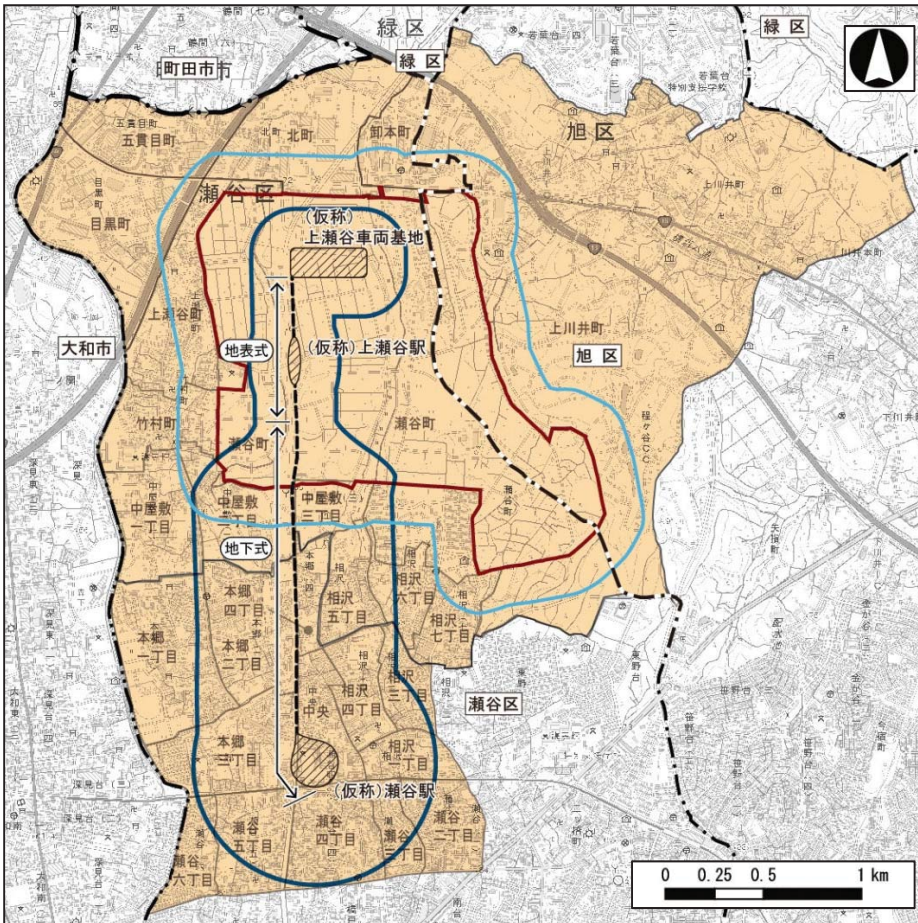
9 環境影響評価の手续の流れ

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。手続の流れは次のとおりで、現在は方法書の段階となります。



10 方法書対象地域

方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、環境影響を受けるおそれがある範囲を踏まえて、次のとおり設定しました。



【区画整理事業】騒音、振動の影響等を考慮し、対象事業実施区域から約200m圏にかかるとする町丁の全域としました。
（瀬谷区）瀬谷町、北町、五貫目町、目黒町、上瀬谷町、竹村町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、卸本町、相沢五丁目、相沢六丁目、相沢七丁目
（旭区）上川井町

【交通整備事業】南区間（地下式）は、地下水位の影響等を考慮し、対象事業実施区域から約500m圏にかかるとする町丁の全域、北区間（地表式）は、騒音、振動の影響等を考慮し、約200m圏にかかるとする町丁の全域を環境影響の受けるおそれがある範囲としました。
（瀬谷区）瀬谷町、竹村町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、本郷四丁目、相沢一丁目、相沢三丁目、相沢四丁目、相沢五丁目、相沢六丁目、中央、瀬谷二丁目、瀬谷三丁目、瀬谷四丁目、瀬谷五丁目、瀬谷六丁目

- ＜凡例＞
- 都県界
 - — 市界
 - · — 区界
 - 区画整理事業 対象事業実施区域
 - 区画整理事業 敷地境界から200m圏
 - 交通整備事業 対象事業実施区域
 - 交通整備事業 地表式区間 敷地境界から200m圏
 - 交通整備事業 地下式区間 敷地境界から500m圏
 - 方法書対象地域（区画整理事業及び交通整備事業）

11 お問い合わせ先

＜都市計画手続、説明会の開催について＞

横浜市建築局都市計画課

TEL：045-671-2657 FAX：045-550-4913

＜方法書及び事業計画の内容について＞

【区画整理事業】

横浜市都市整備局上瀬谷整備推進課

TEL：045-671-2061 FAX：045-212-1223

【交通整備事業】

横浜市都市整備局上瀬谷交通整備課

TEL：045-671-4607 FAX：045-212-1223

＜環境影響評価制度について＞

横浜市環境創造局環境影響評価課

TEL：045-671-2495 FAX：045-663-7831